

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第33号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（昭和41年岩手県規則第81号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設立の認可の申請)</p> <p>第3条 法第63条第1項（<u>法第86条第3項</u>、第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、組合の設立の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による設立認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事（海面において漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合であって、沿海地区をその地区とするもの（以下「沿海組合」という。）に係るものに限る。）又は主たる事務所を所管する広域振興局長（沿海組合に係るものを除く。）（以下「知事等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(設立の認可の申請)</p> <p>第3条 法第63条第1項（法第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、組合の設立の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による設立認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事（海面において漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合であって、沿海地区をその地区とするもの（以下「沿海組合」という。）に係るものに限る。）又は主たる事務所を所管する広域振興局長（沿海組合に係るものを除く。）（以下「知事等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>(定款の変更の認可の申請等)</p> <p>第4条 法第48条第2項（<u>法第86条第2項</u>、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により定款の変更の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による定款変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて、主たる事務所を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 出資一口の金額の減少に係る定款の変更の認可を申請しようとするときは、前項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第53条第2項（<u>法第86条第2項</u>、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公告をし、及び催告をしたことを証する書類</p> <p>(3) 出資一口の金額を減少することについて債権者が異議を述べなかったこと又は債権者が異議を述べたときは、法第54条第2項（<u>法第86条第2項</u>、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）に規定する手続を経たことを証する書類</p>	<p>(定款の変更の認可の申請等)</p> <p>第4条 法第48条第2項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により定款の変更の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による定款変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて、主たる事務所を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 出資一口の金額の減少に係る定款の変更の認可を申請しようとするときは、前項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第53条第2項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公告をし、及び催告をしたことを証する書類</p> <p>(3) 出資一口の金額を減少することについて債権者が異議を述べなかったこと又は債権者が異議を述べたときは、法第54条第2項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）に規定する手続を経たことを証する書類</p>

3～6 [略]

7 法第48条第4項（法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により定款の変更の届出をしようとするときは、別に定める様式による定款変更届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(業務報告書の提出)

第4条の11 法第58条の2第1項又は第2項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項で準用する場合を含む。）

の規定により業務報告書を作成したときは、決算に係る総会又は総代会終了後2週間以内に知事に提出しなければならない。

(解散の決議の認可の申請)

第5条 法第68条第2項（法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。）又は第91条第2項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）に規定する解散の決議の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による解散決議認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 [略]

(合併の認可の申請)

第6条 法第69条第2項（法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）に規定する合併の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による合併認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(10) [略]

2 法第70条第1項（法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、合併によって組合を設立しようとするときは、別に定める様式による新設合併認可申請書に前項第1号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

3 [略]

(権利義務の包括承継の認可申請)

第6条の3 [略]

3～6 [略]

7 法第48条第4項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により定款の変更の届出をしようとするときは、別に定める様式による定款変更届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(業務報告書の提出)

第4条の11 法第58条の2第1項又は第2項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項で準用する場合を含む。）

の規定により業務報告書を作成したときは、決算に係る総会又は総代会終了後2週間以内に局長に提出しなければならない。

(解散の決議の認可の申請)

第5条 法第68条第2項（法第96条第5項において準用する場合を含む。）又は第91条第2項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）に規定する解散の決議の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による解散決議認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 [略]

(合併の認可の申請)

第6条 法第69条第2項（法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）に規定する合併の認可を申請しようとするときは、別に定める様式による合併認可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(10) [略]

2 法第70条第1項（法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、合併によって組合を設立しようとするときは、別に定める様式による新設合併認可申請書に前項第1号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

3 [略]

(権利義務の包括承継の認可申請)

第6条の3 [略]

(漁業生産組合の定款変更等の届出)

第6条の4 漁業生産組合は、法第84条の7第2項の規定によ

り定款の変更の届出をしようとするときは、別に定める様式による漁業生産組合定款変更届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

- (1) 定款の変更の理由を記載した書類
- (2) 定款の新旧条文の対照表
- (3) 総会の議事録の抄本

2 漁業生産組合は、法第85条の2第4項の規定により、成立の届出をしようとするときは、別に定める様式による漁業生産組合成立届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 定款
- (3) 漁業生産組合の概要を記載した書類

3 漁業生産組合は、法第85条の4第2項の規定により解散の届出をしようとするときは、別に定める様式による漁業生産組合解散届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

- (1) 解散理由書
- (2) 解散及び代表清算人の就職に係る登記事項証明書
- (3) 財産目録及び貸借対照表
- (4) 代表清算人の住所、氏名及び経歴の概要を記載した書類
- (5) 総会の決議による解散にあつては、総会の議事録の謄本

4 漁業生産組合は、法第85条の5第3項の規定により合併の届出をしようとするときは、別に定める様式による漁業生産組合合併届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 合併により漁業生産組合を設立した場合にあつては、定款
- (3) 合併契約書
- (4) 合併を議決した各漁業生産組合の総会の議事録の謄本
- (5) 合併後存続する漁業生産組合が定款を変更した場合にあつては、定款の新旧条文の対照表
- (6) 漁業生産組合の概要を記載した書類

5 漁業生産組合は、法86条の9の規定により組織変更の届出をしようとするときは、別に定める様式による漁業生産組合組織変更届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

- (1) 組織変更計画書

<p>(残高試算表の提出)</p> <p>第10条 組合は、毎月末日現在の残高試算表を翌月10日までに局長に提出しなければならない。</p> <p>第11条 削除</p> <p>(解散の届出)</p> <p>第13条 組合は、法第68条第4項(法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)又は第91条第4項(法第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により解散したときは、2週間以内に別に定める様式による解散届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(登記に関する届出)</p> <p>第16条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その日から2週間以内にその旨を記載した別に定める様式による登記完了届に当該各号に定める書類を添えて、局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 解散の登記をしたとき(法第68条第4項(法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)又は第91条第4項(法第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により解散した場合を除く。)。登記事項証明書</p> <p>(4) [略]</p>	<p>(2) 登記事項証明書</p> <p>(3) 総会の議事録の謄本</p> <p>第10条及び第11条 削除</p> <p>(解散の届出)</p> <p>第13条 組合は、法第68条第4項(法第96条第5項において準用する場合を含む。)又は第91条第4項(法第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により解散したときは、2週間以内に別に定める様式による解散届に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(登記に関する届出)</p> <p>第16条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合(漁業生産組合にあっては、第4号に該当する場合)は、その日から2週間以内にその旨を記載した別に定める様式による登記完了届に当該各号に定める書類を添えて、局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 解散の登記をしたとき(法第68条第4項(法第96条第5項において準用する場合を含む。)又は第91条第4項(法第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により解散した場合を除く。)。登記事項証明書</p> <p>(4) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この規則は、平成31年4月1日から施行する。</p>	